

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市後期高齢者医療人間ドック補助金
補助事業等の目標	被保険者の疾病の予防と早期発見に資することを目的とする。
補助事業等の対象者	諏訪市税及び長野県後期高齢者医療制度の保険料を完納している諏訪市の長野県後期高齢者医療制度の被保険者
補助対象経費	人間ドック受診に要する費用
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	(1) 日帰り受診 1 回 15 千円 (2) 一泊受診 1 回 30 千円 補助金の交付回数は同一人に対し一会計年度につき 1 回。自己負担額が補助額に満たない場合は、自己負担額を限度とする。
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】
補助事業等の評価	後期高齢者の健診と合わせた受診率をもとに担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 20 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】
	疾病の予防と早期発見のため、継続して補助することが必要。
情報の公表の方法等	補助事案件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、人間ドック受診後、速やかに下記の提出書類を、市長に提出しなければならない。
提出書類	(1) 諏訪市後期高齢者医療人間ドック補助金交付申請（様式第 2 号—1） (2) 医療機関発行の領収書又はその写し (3) その他市長が必要と認める書類
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 市民環境部 市民課 国保医療係